

北九州市立中央図書館 1 階フロアー空間整備

業務委託

募 集 要 項

令和8年10月

北九州市教育委員会中央図書館運営企画課

1. 業務の名称

北九州市立中央図書館 1 階フロアー空間整備業務委託

2. 業務の目的及び内容

(1) 目的

北九州市立図書館は、令和7年1月に「北九州市立図書館基本計画」を策定し、「学び」「やすらぎ」「つながり」という3つの場の創造を通じて、図書館の機能や役割を拡充させ、市民の心豊かなときの創造を目指すこととしています。

本事業では、北九州市立中央図書館が、図書館の利用が少ない若い世代も含め多様な世代から利用されるよう、上記の目指す姿を具現化し、以下に示す整備運営方針を踏まえた空間を創出するため、専門的な企画力とデザイン能力を有する事業者をプロポーザル方式により選定するものです。

<整備運営方針>

① 学びの空間づくり

利用者の学びを支援し、新たな本との出会いが生まれる空間づくり。

② やすらぎの空間づくり

市民が気軽に訪れ、安全・快適なサードプレイスとして機能する空間づくり。

③ つながる空間づくり

複数人が一緒に滞在し、会話しながら読書を楽しめる空間づくり。

(2) 整備対象

中央図書館1階フロアー(別図1の整備対象エリア)

(3) 業務委託内容

別紙「仕様書」に基づき、以下の業務を一括して委託します。

- ① 一部の既存本棚の撤去及び移設
- ② コンセプトに沿った什器の選定、調達・製作、搬入、組立・設置
- ③ その他の空間整備(上記以外の事業者からの提案にもとづく空間整備)

3. 委託契約期間

契約締結の翌日から令和9年3月 31 日(水)まで

※整備にあたって休館する場合は、中央図書館と協議の上、日程を調整することと

します。

4. 実施スケジュール

令和8年10月21日(水)	募集要項・仕様書配布開始、質問受付開始
令和8年10月28日(水)	事前説明会・現地視察 ※参加申込は10月27日(火)13時締切
令和8年10月29日(木)	質問受付締切
令和8年11月5日(木)	参加申込締切
令和8年11月19日(木)	企画提案書の提出締切
令和8年12月上旬頃	審査委員会(ヒアリング)
令和8年12月中旬頃	結果通知・委託契約締結

5. 業務に係る予算上限額

6,000,000 円(消費税及び地方消費税を含む)

※本業務の遂行に必要な一切の費用(企画・デザイン費、什器費、施工費、運搬・設置費、撤去・移設費等)を含む。

6. 事前説明会・現地視察

日時:令和8年10月28日(水)14時～

場所:北九州市立子ども図書館地下1階 小研修室

※募集要項に関する説明後、整備対象エリアの視察を行います。

※説明会への参加は応募要件としませんが、できるだけご参加いただきますようお願いします。

※説明会への参加者は1事業者につき3名までとさせていただきます。

※参加を希望される場合は、令和8年10月27日(火)13時までに様式1「事前説明会参加申込書兼連絡届出書」を下記まで提出してください。

提出先:北九州市教育委員会中央図書館運営企画課

メールアドレス kyou-lib-unei@city.kitakyushu.lg.jp

送信後に、中央図書館まで電話連絡をください。(TEL 093-571-1481)

7. 質問の受付

提出期限:令和8年10月29日(木)17:00 まで

提出方法:様式2「質問書」に記載の上、電子メールで質問書を送信してください。

提出先:北九州市教育委員会中央図書館運営企画課

メールアドレス kyou-lib-unei@city.kitakyushu.lg.jp

※送信後に、中央図書館まで電話連絡をください。(TEL 093-571-1481)

8. 参加の申出

提出期限:令和8年 11月5日(木)17:00 まで

提出方法:様式3「参加申込書」を電子メールで送信してください。

提出先:北九州市教育委員会中央図書館運営企画課

メールアドレス kyou-lib-unei@city.kitakyushu.lg.jp

※送信後に、中央図書館まで電話連絡をください。(TEL 093-571-1481)

留意事項:参加の申出後に辞退する場合は、様式6「辞退届」を提出してください。

【参加資格】

次の全ての要件を満たしていること。

- (1) 事業の企画提案・実施について、全般の対応が可能であること
- (2) 地方自治法施行令第 167 条の4(昭和22年政令第 16 号)の規定に該当しない者であること。
- (3) 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則(平成 7 年北九州市規則第 11 号)第 6 条第 1 項の有資格業者名簿に記載されていること。
- (4)本市から指名停止を受けている期間中でないこと。
- (5)次の申立てがなされていないこと。
 - ア 破産法(平成 16 年法律第 75 号)第 18 条又は第 19 条の規定による破産手続開始の申立て
 - イ 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)第 17 条に基づく更生手続開始の申立て
 - ウ 民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)第21条の規定による再生手続の申立て
- (6)次のいずれにも該当しないこと。
 - ア 役員等(役員及び従業員をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 6 号に規定するものをいう。以下同じ。)であると認められる者
 - イ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者
 - ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不当な利益を得る目的又は第三者に損害

を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用したと認められる者

エ 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の活動又は運営に協力し、又は関与していると認められる者

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に不適切な関係を有していると認められる者

カ 暴力団員であることを知りながら、暴力団員を雇用し、又は使用している者

9. 審査方法

企画提案に基づき、プロポーザル方式審査委員会におけるヒアリングを実施します。

※日時、場所等について、参加申込後に、E-mailでご連絡します。

※審査委員:4名(予定)

※参加者からの説明時間は15分程度。その後、10分程度の質疑応答。

※災害や交通遮断等の特別の理由なく、指定時間に参加がなかった場合は、辞退とみなします。後日、様式6「辞退届」を提出してください。

10. 企画提案書の提出

(1)提出期限

令和8年11月19日(木) 17:00 まで

(2)提出場所

北九州市教育委員会中央図書館運営企画課

(3)提出書類

様式4「企画提案書」を表紙として、以下のとおり資料を持参してください。(郵送の場合は事前にご相談ください。)

○対象エリアの空間整備にあたっての基本的な方針(コンセプト)

3つの整備運営方針(「学びの空間づくり」「やすらぎの空間づくり」「つながる空間づくり」)を踏まえて記載してください。

○全体レイアウト図(配置案)

什器や本棚等の配置がわかるイメージ図を提出してください。

○選定又は製作する什器の仕様

既製品の場合はメーカー・品番等及び写真を提出してください。

あらたに製作する場合は仕様及びイメージ図等を提出してください。

○実施体制(プロジェクトマネージャー及び主要スタッフ等の実施体制)

- 様式5「会社(法人)概要」、業務工程、見積書(任意様式・押印必要)を添付
 見積書については、経費の内訳を可能な範囲でお示ください。
- 全体の枚数は、表紙を除き20枚(A4 又は A3 サイズ)まで。両面印刷可。
- 提出部数:正本1部 副本8部

11. 評価項目及び配点

審査委員会において、提出された書類を以下の基準で評価する。

評価項目	評価の視点	配点
全体コンセプト	「学び・やすらぎ・つながる空間づくり」の整備運営方針に沿ったコンセプトが示されているか	10点
コンセプトに沿った 什器の選定・製作	仕様書に沿って、適切に什器の選定・製作について提案がなされているか。	30点
	中央図書館の躯体とも調和し、魅力アップに繋がる什器が提案されているか。	10点
対象エリア内のレイアウト	整備エリア内の什器について、利用目的に沿って適切に配置されているか。	10点
その他の自由提案	予算内で実現可能で、本業務の目的達成に資する提案となっているか	20点
実施体制・業務遂行能力	・本業務を確実かつ円滑に実施できる人員体制・組織体制となっているか ・類似業務の実績を有しているか ・予算及び契約期間の範囲内で実施できる工程が示されているか	10点
費用対効果	・事業費に対して高い効果が期待できるなど、費用対効果に優れた提案となっているか	10点
		100点

※審査結果により、得点の高い順に契約交渉に係る優先順位を決定する。

※同点の場合は、見積金額の最も低い者を上位とする。なお、見積金額も同額の場合は、審査会において提案内容を再審査し、優先順位を決定する。

※当該企画提案書に対する各委員の審査点の合計が満点の半分に満たない場合は、「受託候補者なし」とする場合があります。

12. 審査結果の通知及び公表に関する事項

(1) 審査結果の通知

市が受託候補者を選定後、速やかに提案者全員に次の事項を通知します。

- ① 受託候補者として選定した又は受託候補者として選定されなかった旨
- ② 当該提案者の順位及び点数

(2) 審査結果の公表

受託候補者を選定後に、速やかに市ホームページに次の事項を公表します。

- ① 受託候補者の商号又は名称
- ② 提案者数
- ③ 提案者(受託候補者のみ商号又は名称を表示)の評価結果
- ④ 委員会の委員(外部委員を含む)の指名及び職名(職業)
- ⑤ 市の主な選定理由

13. 提案書等に関する費用負担

提案書の作成及び提出に要する費用は、すべて提案者の負担とします。

14. その他

受託候補者の決定後、仕様書を企画提案に合わせる必要がある場合など、仕様書の一部を変更する必要がある場合は、市と受託候補者で協議して対応することとします。なお、その内容についてはプロポーザル方式審査委員会委員への報告を行います。

15. 事業所管課(問い合わせ先・提出先)

〒803-0813 北九州市小倉北区城内4-1

北九州市教育委員会中央図書館運営企画課

電話 093-571-1481

E-mail: kyou-lib-unei@city.kitakyushu.lg.jp